

国立大学法人東京外国語大学国際関係研究所規程

〔平成23年 3月29日〕
規 則 第 17 号

改正 平成27年 3月24日規則第53号

平成28年 6月28日規則第79号

(設置)

第1条 東京外国語大学に学内附属施設として国際関係研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第2条 研究所は、現代世界を社会科学的手法によって総合的に理解するため、国際関係論、国際政治学、国際法学、国際経済学など諸学の理論的研究を発展させるとともに、国際協力、紛争予防、平和構築などの具体的諸事例に関する調査・研究を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、次の事業を行う。

- (1) その目的を達成するための研究・調査
- (2) 研究・調査に必要な文献及び資料の収集
- (3) 研究成果の刊行及び公開
- (4) 研究会、講演会、公開講座、講習会等の開催
- (5) 国内外の研究ネットワークの構築
- (6) その他研究所の目的を達成するための事業

(研究グループ)

第4条 研究所は、必要に応じ研究グループを置くことができる。

(所員等)

第5条 研究所に所員を置く。

- 2 所員は、本学の教員または特別研究員である者とし、本人の申出に基づき所員総会においてその資格を承認する。

(所長)

第6条 研究所に所長を置く。

- 2 所長は、研究所の事業を統括する。
- 3 所長は、所員の中から学長が任命する。
- 4 前項の任命にあたり、所長は、所長候補者を学長に推薦することができる。
- 5 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該所長を任命した学長の任期を超えることができない。

(幹事)

第7条 研究所に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、所員総会において所員の互選により選出する。
- 3 幹事の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 幹事は、所長を補佐し、研究所の業務を処理する。

(所員総会)

第8条 研究所の研究及び運営に関する重要事項を審議するため所員総会を置く。

2 所員総会は、所長が招集する。

3 所員総会に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、所員総会の議を経て教育研究評議会の承認を得るものとする。

(細目)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究所に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。